

(仮称) 鹿角上沼風力発電事業計画段階環境配慮書に対する  
環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、秋田県鹿角市において、最大で総出力 50,600kW の風力発電所を設置するものである。本事業は、現時点では、系統連系への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用し、主に放牧跡地で実施するものであり、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

一方、事業実施想定区域には、水源のかん養や土砂の崩壊の防備を目的として保安林に指定されているブナ等が優占する比較的に自然度の高い自然環境のまとまりの場が広く存在しているが、本事業の実施によりこれらの森林を伐開した場合には、主に、西よりの卓越風による影響を強く受けて、気象害等により森林が劣化する蓋然性が高い。また、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類等の重要な動物の生息や重要な植物の生育が確認されており、事業実施に伴い、これら動植物への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域北部には、小規模な作業道路があるのみで、当該区域において事業を実施する場合には、取付道路の敷設等のため、新たに相当規模の地形の改変を伴うことが想定され、地形の改変及び発生土による河川源流部の水環境や動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討が必要である。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

## 1. 対象事業実施区域の設定について

(1) 対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。

(2) 水源のかん養や土砂の崩壊の防備を目的として指定されている保安林のうち、事業実施想定区域内の森林については、ブナ等が優占する比較的に自然度の高い林分が含まれている。特に、その尾根筋やその周辺については、林齢の高い森林も分布しており、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置等により、尾根筋やその周辺の森林を伐開した場合、直接改変による森林環境の消失のほか、主に、西よりの卓越風による影響を強く受け、気象害等によりブナ等が優占する比較的に自然度の高い森林が劣化する蓋然性が高い。このため、対象事業実施区域は、自然環境保全基礎調査の植生区分が「自然植生」、「ブナーミズナラ群落」及びこれらに類する植生となっている区域並びに細い尾根筋の改変を回避して設定すること。また、それ以外の尾根筋の改変は極力避けること。なお、植生に係る現地調査を行う場合は、第7回自然環境保全基礎調査の植生調査と同等以上の調査を行い、その手法及び結果を方法書以降の図書に記載すること。

さらに、事業実施想定区域に存在する河川の源流部についても、事業実施により土砂や濁水の流入による水環境や水生動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、河川の源流部の改変は避けること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類について

事業実施想定区域の周辺においては、既存文献においてイヌワシ、クマタカ等の猛禽類の生息やハチクマ、ノスリの渡り経路が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故等による重要な鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。

また、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）の考え方も踏まえて行うこと。

### (2) 水生生物について

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 植物について

事業実施想定区域において、ミドリアカザ等の重要な植物種の主要な生育環境が存在している。このため、重要な植物種に対する重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物種に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。

また、自然度の高い植生（現地調査の結果から、自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」、「ブナーミズナラ群落」区域と同等に扱うべきと判断された植生）の改変を回避するとともに、まとまりのある森林の分断を回避又は極力低減すること。

### (4) 生態系について

本事業実施想定区域については良好な風況に恵まれている。しかし、風力発電設備等を設置するために、当該事業実施想定区域の尾根筋等において新たに森林を伐開した場合は、主に、西よりの卓越風の影響を強く受け、気象害等により森林の劣化する蓋然性が高い。このような地域では、一度、衰退した森林植生の回復は困難であることから、事業計画の検討に当たっては、放牧跡地の平坦な部分等を活用することにより、新たな森林の伐開と大規模な地形改変を回避又は極力低減するよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。

なお、放牧跡地の区域内は、既に強風や凍霜害の影響等により森林化が阻害されており、さらに、裸地化による土壌流出等も確認されることから、今後の事業の検討に際しては、裸地化の防止及び森林の再生に十分に配慮すること。

(5) 発生土について

本事業は、尾根筋に風力発電設備等を設置する計画であり、発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路を活用する等、発生土の発生量を抑制するよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。

また、事業における土量収支の均衡に努め、残土については、場外処分地へ搬出することを基本として検討すること。

(6) 景観について

本事業実施想定区域となる山地は、花輪盆地に面しており、特に、花輪盆地北部の集落等からは主要な景観構成要素となることから、今後の手続においては、花輪盆地北部を含めた集落等に複数の眺望点を設定し、景観について調査、予測及び評価を行うこと。